



開会あいさつをする岡山赤十字病院の
社会尚志院長。岡山市認知症疾患医療セ
ンターは同院に設置されている



その原因を調べ、嚥下機能
を評価し、食支援をしなけ
ればいけない。
胃ろうには世間の誤解が
あるが、食べられなくななり
たときりになつた人を生か
すための道具ではない。延
命のためだけの胃ろうは勧
めでない。栄養不足を補
う病気を治しADL(日常
生活動作)を上げるという
目的がある。ただ、嚥下障
害がひどくなる前に行う必
要がある。

栄養補い活動動作向上

摂食えん下障害を来た認知症患者へどのようにアプローチするか～胃ろうの位置づけ

岡山協立病院消化器内科
板野 靖雄氏

胃ろうとは胃内と腹壁をつなぐトンネルのことで、内視鏡で比較的簡単にできる。当院で直近に胃ろうを増設した人のうち、認知症の人が59%、その疑いのある人が9%を占め、20年前から倍増した。栄養サポート、嚥下評価、胃ろう造設に関わることの多くは認知症の患者さんに関わることであり、進行した患者さんの多くは栄養障害や嚥下障害を抱えている。認知症になると、食べよ

うとしたがたり、途中で食べるのをやめたり、食べこぼしたりするようになる。食べるこころへの支援が非常に重要であり、当院では2005年から多職種による栄養サポートチームを作り、患者さんの摂食を支えている。なぜ食べないのか、食べられないのか。口腔トラブルや、病態せん妄や抑うつ、リウム不足、脱水、ビタミン不足、亜鉛欠乏などさまざまな理由が考えられる。

**認知症の人の一人歩き
いわゆる徘徊には意味がある**

慈生病院副院長
石津 秀樹氏

徘徊を介護者目線で見る「外へ出よう」として困る」と考え、鍵をかけて閉じ込めようのような対応をする。しかし、本人には「ここは落ち着かない」「自分の家に帰りたい」という思っている。本人目線で考えると、周辺環境などが徘徊の原因となる。しかし、徘徊に効く薬はない。ぐつろぎや安つき、結びつきなど認知症の人が何を求めているのかを本人目線で考えてあげてほしい。徘徊はその人に寄り添いながら一緒に歩いてあげるなど、こまやかな対応が求められる。

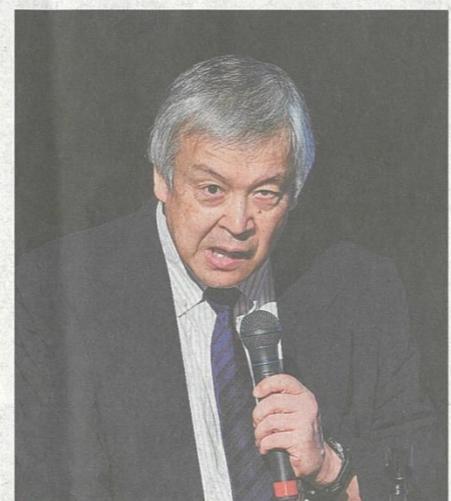
徘徊は認知症の周辺症状の一つ。周辺症状とは家族や周囲に対する拒否宣言だと考えられている。記憶の混乱、ストレス、孤独感、寝たきりになつた人のためだけの胃ろうは勧めでない。栄養不足を補う病気を治しADL(日常生活動作)を上げるという目的がある。ただ、嚥下障害がひどくなる前に行う必要がある。

本人目線で寄り添つて

「認知症、最近の話題」と題したシンポジウム(岡山市認知症疾患医療センター主催)が9月26日、山陽新聞社さん太ホール(岡山市北区柳町)で開かれた。最新の治療薬・レカネマブの効果、認知症の人を支える成年後見制度、認知症が進行

した際の胃ろうの位置づけ、認知症の人が徘徊した際の適切な対応について、医師3人と弁護士1人が講演。パネルディスカッションも行われた。オンラインを含め約300人が聴講した。4人の講演要旨を紹介する。

シンポ「認知症、最近の話題」さん太ホール



認された。多くは無症状なので、時々MRI撮影により状態を確認する必要がある。今年8月現在、国内で2千人以上がレカネマブでの治療をしており、うち当院では17人を診ている。さらに、ドナネマブという新たな新薬が先日承認された。レカネマブよりも高い効果が期待される半面、副作用も2倍ほどあるとされています。

1年半投薬で改善確認

**新しいアルツハイマー病の治療
レカネマブ**

岡山市認知症疾患医療センター長・
岡山赤十字病院精神神経科部長
中島 誠氏

認知症の有病率は80代半ばまでは男女とも変わらないが、その後は女性の方が高くなる。全体の6~7割を占めるアルツハイマー型は約20年前から進行する。アミロイドβ、次にタウというタンパクが脳内にたまわり脳が萎縮することで起こる。

認知症に至る前の軽度認知障害(MCI)に効果的な薬はなかったが、昨年発売されたレカネマブはアミロイドβを取り除く作用があり、MCIから認

知症の初期の段階まで効く。

レカネマブは2週間に1回、1年半にわたり点滴で投与する。

アジア、北美、

欧州の約1800人について効果を調べたところ、アミロイドβの減少、歩行や

食事などの日常生活の改善

が確認されている。

1年半投与すると半年くらい進

行を遅らせる考え方られて

いる。一方、発熱や呼吸困

難、アレルギー反応などの

副作用も約25%にみられ

た。脳浮腫や脳内出血も確

財産管理に事前検討を

**認知症基本法と
成年後見制度について**

佐々木正有法律事務所
佐々木 正有氏

認知症基本法が今年1月施行された。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持つことを目標に理念と基本方針を示している。認知症が進行すると、財産管理と身上監護の面で助けが必要になる。そのため成年後見制度がある。成年後見制度は法定後見、任意後見に分けられ、法定後見はさらに判断能力に応じて後見、保佐、補助に分類される。任意後見と財産管理能力があるかを重視して後見人を選ぶ。家族ではなく弁護士や司法書士、専門家が選任されたり、本人や家族の財産を自由に使用なくなったりするのではなく希望通りにはならないことを理解しておいてほしい。

家庭裁判所は後見制度の要件を満たしていれば後見人をつける。その際、誰が財産管理能力があるかを重視して後見人を選ぶ。家族ではなく弁護士や司法書士、専門家が選任されたり、本人や家族の財産を自由に使用できなくなるので必ずしも希望通りにはならないことを理解しておいてほしい。



場合は後見制度支援信託という制度がある。最初は親族と専門職が後見人となり、専門職が財産状況を整理して現金預貯金の大部を信託預金にし、信託が完了すれば後見人から離脱し、親族のみが後見人となる。一度、後見制度を利用すると途中でやめることができない。何のために制度を利用するのか、他の制度を利用できないのか事前によく検討してほしい。